

本栖猟区の維持管理に関する事務の委託について

1. 猟区の概要

「猟区」は、鳥獣保護管理法(以下「法」)に基づき行政等が設定し管理する天然の釣りぼりのようなもので、山梨県内では、富士河口湖町が一区設定しており(本栖猟区)、管理を(一社)全日本狩猟倶楽部に委託している。

なお、猟区の設定は知事の認可が必要となる。

[猟区に関する法律の規定 ~詳細は別紙法律~]

猟区の認可(法 68 条)、管理規程の変更等(法 71 条)、認可の取消(法 72 条)、公示(法 68 条ほか)、猟区の管理(法第 73 条)報告徴収(法 75 条)

(審議会関係事項)

猟区の管理を委託する場合、法第 73 条第 1 項及び第 2 項により、審議会の意見を聴いて指定する者に委託することができる。

2. 本栖猟区について

- ・設定者：富士河口湖町
- ・設定状況：昭和 39 年から
- ・管理受託者：(一社)全日本狩猟倶楽部
- ・区域：富士河口湖町内(旧上九一色地区) 1,288ha
- ・存続期間：平成 20 年 11 月 15 日～平成 30 年 10 月 31 日
更新後：平成 30 年 11 月 1 日～平成 40 年 10 月 31 日
- ・入猟日設定：12 月の第 3 土曜日、及び日曜日(本栖猟区管理規程)
- ・運営状況：H28 年度の開猟日数：2 日、10 名
収支：302 万円、うち猟区の事業収入 43 万円、他は補助金等
猟期中、猟犬の猟野競技会を開催

3. (一社)全日本狩猟倶楽部について

- ・名称：一般社団法人全日本狩猟倶楽部
- ・所在地：東京都豊島区
- ・目的：狩猟道德の涵養、狩猟政策への協力、狩猟鳥獣及び野生鳥獣の保護増殖、猟犬の改良と普及、狩猟技術の研究と継承並びに狩猟者間の親睦を図り、もって狩猟の健全な発展に寄与すること
- ・沿革：昭和 9 年創立
昭和 23 年公益法人認可(平成 24 年一般社団法人移行)
本栖猟区の設定時から管理を受託

本栖猟区 所在地

所在：南都留郡富士河口湖町



富士山北鳥獣保護区



